

「生存権が危ない」！

NO. 17～18 働く者の権利

- ・日本の労働者の現状
- ・過労死
- ・なぜ、過労死や過労自殺は後を絶たないのか（規制緩和と景気回復の正体）
- ・経営者はどう考えているのか

- ・働く者を守る憲法（労働三権）

NO. 19 生存権が危ない（ワーキングプア）

- ・非正規雇用の実態
- ・ワーキングプアとは その実態
- ・「最低限の生活」はどこまで保障されるか？

NO. 20 生存権が危ない②（社会保障の危機）

- ・日本のセーフティネットの実態
- ・危機にさらされる生活保護、後期医療保険制度

リンクして見える世界観・日本の社会観の構築

- ・行政の変化（規制緩和と民営化「小さな政府」へ）
- ・日本の貧困と格差、セーフティネットの崩壊
- ・軍事と侵略
- ・環境破壊による世界的危機
- ・国際間の格差（南北問題）
- ・食糧危機
- ・アメリカの貧困
- ・資源の問題

新自由主義・グローバリゼーション

憲法と基本的人権③ 働く人の権利 ～私たちは働く仲間～

(1) プロ野球の選手たちが記者会見している。彼らはプロ野球選手会の役員だ（左から2人目は会長の古田敦也選手）。日頃ライバルとして競い合っている選手が、球団の違いを越えてなぜひとつにまとまるのだろうか。



プロ野球選手会とは プロ野球選手の労働組合。おもに、選手の地位向上を目的として設立され、1985年に地方労働委員会の認定を受けた。日本のプロ野球12球団に所属する約700人の日本人選手すべてが参加。球団の力が強い日本の球界のなかで、選手の地位向上や魅力あるプロ野球への発展方向などを話し合い、実現に向けて活動している。初代会長は中畑清氏で、98年からは古田敦也氏。

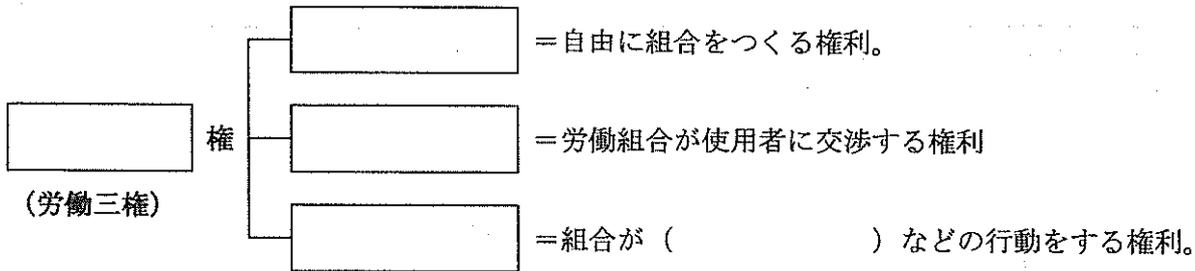
(2) プロ野球選手をはじめ、労働者はどんな法律で守られているかを調べよう。

①	<input type="text"/>	法＝自由に組合をつくれることと、組合の権利について定めてある。(教科書P 193)
②	労働関係調整	法＝労働者と使用者の問題解決のルールを定めている。
③	<input type="text"/>	法＝守るべき労働条件の最低基準を定めている。 (教科書P 192)

1日()時間・週()時間労働、産前()週間・産後()週間の休暇

➡ 三法という。

★憲法を始め、さまざまな法律を通して保障された三つの権利を調べよう。(教科書P 53・14行～)



(3) 次の新聞記事を読んで、おかしいと思うところを言ってみよう。

昼過ぎ、夫はいつものように工場の遅番勤務に出かけた。帰りは決まって翌日の朝食の時間だ。「早く切りあげられないの」たずねる妻に「それができないんだ」とうつむいた。

2002年2月9日。内野健一さん(当時30歳)は愛知県の自動車工場で申し送り書をしあげた直後にいすからくずれおちる。午前4時過ぎ。意識は戻らなかった。2000年に品質管理の班長に昇進後、年休も取れなくなる。亡くなる直前1カ月の残業は144時間あまり。「起きられない」と目覚ましを二つ買った。

「時間外業務」の解釈にへだたりがあり、今も労働災害と認定されていない。(毎日新聞 2006 4 5)



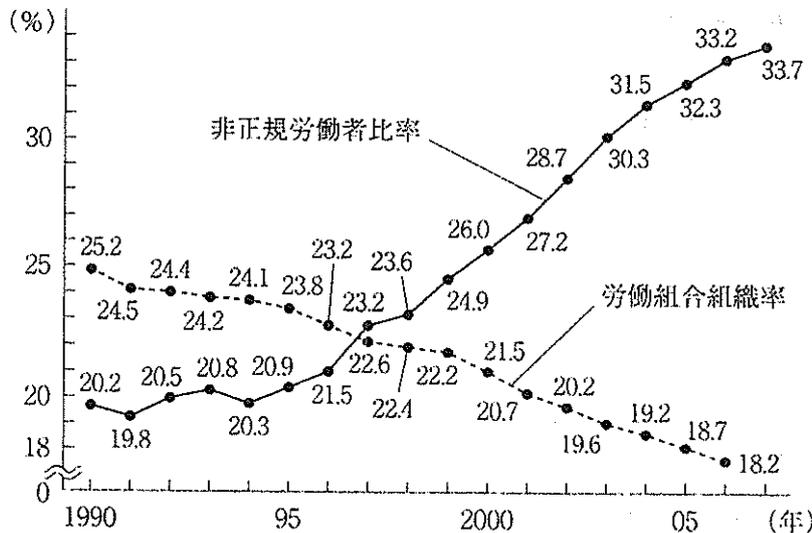
近頃増え始めたこのような突然死のことを、()という。現在日本では一万人を超える人がこうして死亡しているという。

★なぜ、過労死や過労自殺はあつを絶たないのだろうか？

(4) 日本の労働者の現状は？

- ①年間労働時間・・・ドイツ 1797時間 / 日本 () 時間
- ②有給休暇(法定)・・・フランス 35日間 / 日本 () 日間
- ③組合に入っている労働者の割合(日本) 1949年=55.7% 1999年=() %
- ④パート・フリーターなど正社員以外の労働者(日本) 2002年=約 () %

(資料) 労働組合の組織率と、非正規労働者(正社員以外の労働者)の比率



出典：厚生労働省「労働組合基礎調査」、総務省「労働力調査特別調査(2月調査)」(1990-2001年)、同「労働力調査詳細結果(1-3月平均)」(2002-2007年)

(労働者の現状をまとめてみよう)

(5) 経営者の側はどう考えているのだろうか？

死まで追いこまれることを、「自己責任」だと言い続ける人もいる。人材派遣会社ザ・アールの社長、奥谷禮子氏は、2007年に雑誌のインタビューに次のように答えていた。

奥谷「経営者は、過労死するまで働けなんて誰もいいませからね。ある部分、過労死をふくめて、これも自己管理だと私は思います。」

「過労死をふくめての自己管理だということですか」

奥谷「そう。自分の健康状態はどうか。ボクシングの選手といっしょですよ。」(中略)

「ただ、過労死は増えていますよね。」

奥谷「個人的に弱い人が増えてきています。まさに自己管理の問題。自分でつらければつらい、休みたいと、ちゃんと自己主張すればいいんだけど、そういったことは言っちゃいけないんだ、そういったことは言えないものだというような変な自己規制を働かせてしまう。まわりに言ってもらわなければ、休みも取れないみたいな。自分が休みたければ、大変だったら休めばいいわけですよ。人にすべてまかせて、結果、会社が悪い、上司が悪い、何が悪いと他人のせいにしてしまう。」

(湯浅 誠「反貧困」岩波新書より)

厚生労働省は2002年、リストラで増えた過労死や過労自殺を防ぐ通達を出した。ところが規制改革・民間開放推進会議(宮内義彦オリックス会長が議長)は、昨年6月、厚生労働省の担当課長をよび、この通達について、「事業主(経営者側)に対する強制力はありません」と明言させた。・・・同省の検討会がまとめた報告書の「月の残業時間が100時間を超えた場合、会社側は労働者に医師の面接を受けさせるように」という内容にも「労働者の申し出があった場合」とする条件が付け加えられた。

(毎日新聞 2006 4 5)

★本当に働く人たちの「自己責任」なのだろうか？

大型トラック運転手、高橋弘則さん（41）はハンドルの上に両足を乗せ、軽く伸びをして目を閉じた。夕食は広島のパーキングエリアでカキフライ定食をかきこんだ。

鹿児島市から薩摩（さつま）の黒豚と高級黒毛和牛あわせて約9トンをつんで14時間半。運転席のうしろにある仮眠用の寝どこは使わない。「こうして寝ると2、3時間で体がしびれて目が覚めるから」と言う。

寝すごせば到着の時刻を守れない。日程がきつければ、ほとんど寝ないで東京まで走る。東京や大阪までの往復を月に6～7回こなす。ふた月で地球を1周する計算だ。持病の腰痛は注射でおさえている。

運送会社は90年以降の「規制緩和（きせいかんわ）」で1.5倍の6万社に増えた。運賃の自由化や営業区域の撤廃が進み、競争はし烈を極める。

※「規制緩和」とは・・・

1990年代に入って、政府は、会社を作るためには厳しい規制があつてかんたんにつくれなかったのを、自由につくりやすいようにした。

また、たとえば、運賃は、いくら以上と決められていたのが、いくらにしてもよいことになった。残業などの労働時間や、営業区間もここからここまでと決められていたのがなくなった。そのため、少しでも仕事をもらえるようにと、それぞれの会社は、運賃を値下げしたり、営業の区間を無理して伸ばすようになった。

規制をゆるくしたり、なくしたりすれば、それぞれの会社が自由な競争を活発にするので、社会や経済が発展するという考え方から、「規制緩和」はアメリカなど先進諸国ではじまった。

（中略）

運転手の労働時間が大幅に延び、運送業の過労死認定は71件。全業界でワーストワンが3年続いている。

高橋さんは予定通り目を覚ました。朝5時、滋賀県彦根市の名神高速にさしかかる。昨年11月、ほぼ同じ時刻に大型トラックが関係した7人の死亡事故現場だ。この時間帯が最も眠くてつらい。急に速度を下げ、蛇行（だこう）するトラックをよく見かけるといふ。

事故防止のため03年から大型トラックの速度制限装置が義務化され、時速90キロ以上出せなくなった。鹿児島～大阪間では前より2時間よけいにかかるが、求められる到着時刻は同じだから仮眠時間をさらに奪う。高橋さんの勤める運送会社でも昨年、運転手が2件の重傷事故を起こした。

ラジオからポップスが流れる。わたしは眠気をこらえ、「働きすぎじゃないですか」とたずねた。「うーん、僕らは走ってなんぼだからね」

（中略）

大手運送会社は、さばけない仕事を下請けに回し、さらに孫請け、ひ孫請けに回されるようになった。間に5、6社はさんで来る荷もある。例えばトラック1台で14万円の仕事を10万円以下で請け負われる。業界は一部大手が過去最高の利益を上げる一方、平均売上高は5年連続の減収。半数の中小会社は赤字に苦しむ。

高橋さんの手取りもこの数年で8万円ほど減った。家族は妻と2人の子供。家のローンも10年残っているが、減る一方の月収は30万円を切った。

「消費者のニーズでしょうが、きついですね」。時間指定の宅配が普及したことも、運転手に「時間厳守」の重圧をかける。高校を出て大工になったが時間に縛られない仕事にあこがれ、運転手に替わった。その自由はもうない。

（中略）

【PM3・30 川崎市】

鹿児島から1400キロ。最後の荷降ろし先の近くに車を止め、3箱目のたばこを開けた。朝から何も食べていない。

内閣府によると、「規制緩和」によって荷主の企業側が得た利益は3兆9000億円。業界が規制緩和の「優等生」といわれる中で、末端の運転手は追い詰められていく。

「僕にはこの仕事しかないって言い聞かせてますから。でもいつまでやれるかな……」

翌朝、高橋さんは牛乳とヨーグルトを積んで大阪へ走り出した。

（毎日新聞 2006年1月1日）

(まとめ) 政府の規制緩和が、働く人たちに与えた影響を考え、まとめてみよう。

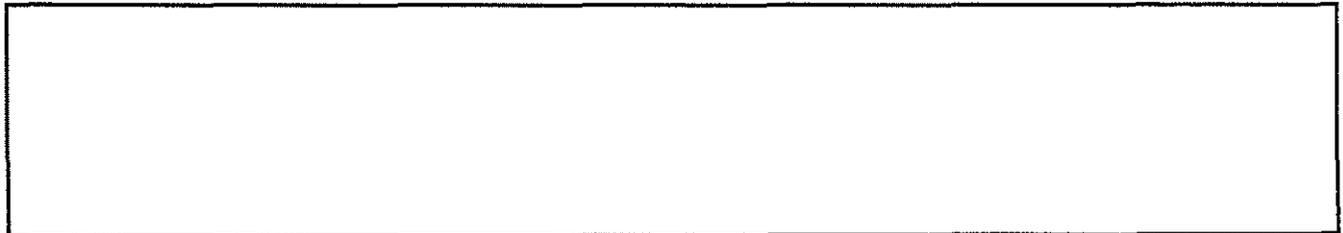
憲法と基本的人権④ 生存権が危ない！！① ～「最低限度の生活」とは～ (1) ネットカフェ難民の若者たち

数年前に手伝っていた親の自営業が倒産し、「ある日家に帰ったら両親がいなくなっていた。」借金からのがれるために家を離れてネットカフェで泊まりながら、日雇いの派遣で働いている。(30代前半男性)

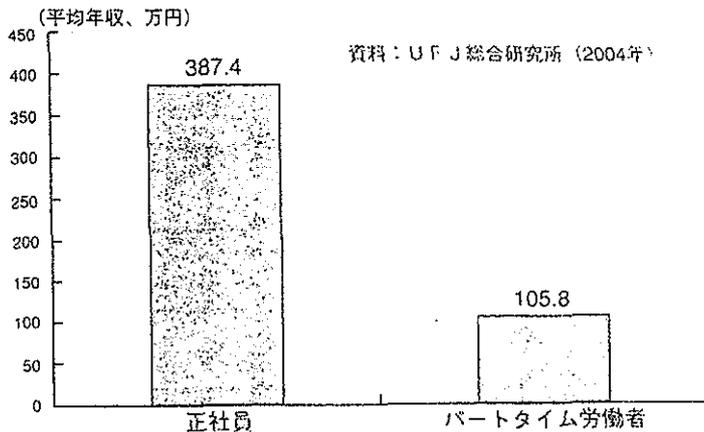
失業期間が5～6か月続いたため、親とトラブルになり家出。家出後に派遣会社に登録し、日雇いの派遣で働いている。日雇い派遣では貯金するのは無理で、就職後の生活費がたまらないことが就職活動のさまたげとなっている。(20代後半男性) (「プレカリアート」 雨宮処凛 より)

2006年度からマクドナルドが24時間営業を始めると・・・

★若い人たちにどのようなことがおこっているのだろうか？下の資料も参考にしながら、まとめてみよう。



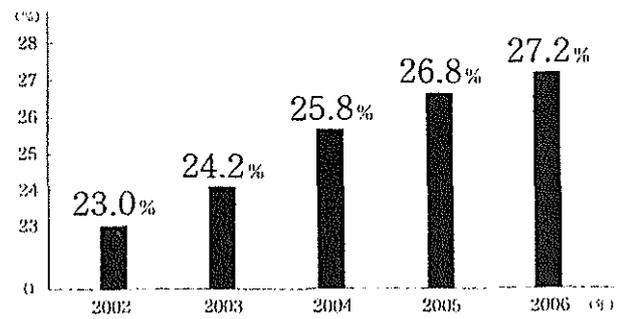
(資料) 正社員とフリーターの平均年収



(注1) 対象は、15～34歳で、正社員は標準労働者のデータを用いた
(注2) 標準労働者の年間収入＝所定内給与×12ヵ月×年間賞与・その他の特別給与
(注3) パートタイム労働者の年間収入＝実労働日数×1日当たり所定内実労働時間数×1時間当たり所定内給与額×年間賞与・その他の特別給与

(資料) 不安定化する若者の雇用

【15～34歳の非正規雇用の割合】(注：15～34歳の在学中の者を除く)



※各年後半の労働力調査結果(平成18年度～2006年度)による

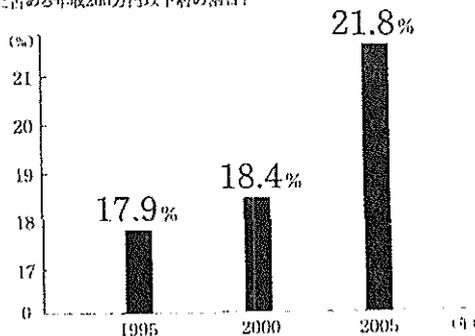
(2) 規制緩和などによる賃金の切り下げ、非正規雇用の労働者の増加などが、どのような社会を生みだしているのだろうか？

(資料) 全給与所得者の5人に一人(1022万人)は年収200万円以下

(資料) 女性給与所得者の約4割が年収200万円以下

全給与所得者の5人に1人は年収200万円以下

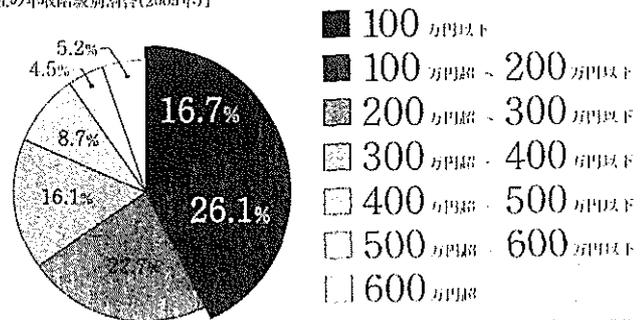
【全給与所得者に占める年収200万円以下層の割合】



国勢調査問答と労働調査結果(平成17年度～2005年)による

女性給与所得者の約4割が年収200万円以下

【女性の年収階級別割合(2005年)】



注：調査対象は15歳～64歳、女性給与所得者

国勢調査問答と労働調査結果(平成17年度～2005年)による

(3) 日本国憲法では・・・調べてみよう。

日本国憲法第25条(教科書P156)

- ①「すべて国民は、()で()な()の生活を営む権利を有する。」
 ②「国は、()について、()、()及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

このような基本的人権を、社会権の中の という。

(4) 「最低限度の生活」はどこまで保障されるのだろうか？日本では今、100万人以上が国から生活保護を受けている。

Aさんの生活保護費の計画表(2000年)
 (東京23区内=1級地の1の場合、月額)

保護基準額			収入のあつかい	
家族名	年齢	金額	項目	金額
生活 扶 助	(Aさん)	35歳夫	収入	200,000円
	妻	34歳妻		
	長女	13歳	収入合計②	200,000
	長男	11歳	必要経費	44,000
第1類小計		基礎控除	30,380	
第2類	4人世帯	58,450	未成年者控除	
合計		220,620	新規就労控除	
加 算	妊産婦		特別控除	
	母子		控除額合計③	74,380
	障害者		収入認定額④	(②-③) 125,620円
	高齢		生活保護費支給額	(④-⑤) 168,310円
	在宅患者			
放射線				
教育 扶 助	小学5年	2,150		
	中学1年	4,160		
住宅 扶 助	知事特別基準	67,000		
生活 保 護	基準合計⑤	293,930		

※教育扶助には、このほかに給食費の実費が加算されます。

保護が受けられる場合



保護が受けられない場合



(注)左の東京都区部に住む4人家族のAさんの例では、最低生活費は月額約29万4千円と決められている。収入は(20万円から収入を得るための費用約7万4千円を引いて)約12万6千円だから保護費は約16万8千円になる。

☆現在、働いても働いても、生活保護の水準に届かない()とよばれる現象が社会問題となっている。

★「生存権」に関わってどのようなことがおこしているのか、まとめてみよう。

憲法と基本的人権⑤日本の社会保障制度～大ケガで入院！治療費はいくら？～

(1) 右の資料について知っていることは？

()

K君が自動車にはねられ足を骨折して入院(1ヶ月)

- 1ヶ月の入院費＝約50万円
- 手術代・薬代＝約20万円
- 検査費＝約3万円

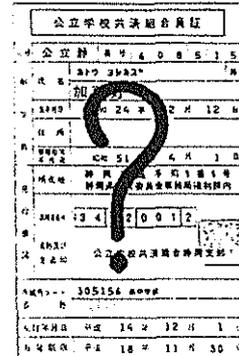
◇そんな時にこれを出せば医療費は何割引になるの
だろう？

正解＝()割引

◇何人加入しているか？

◇費用は誰が出しているのか？

()と()・()



(2) 日本の社会保険制度について調べよう。

憲法第25条 (教科書P175)

第1項「すべて国民は()を営む権利を有する。」

第2項「国はすべての生活部面について()()及び()の向上及び増進に努
めなければならない」

(①～④は教科書P128の表から)

- ① 保険＝()保険(病気やケガで医者にかかるための)
()保険(働いていて事故やケガなどにみまわれた時)
()保険(働く意志があるのに次の仕事がない時のため)
()保険(老人になってからの毎月の生活支援金として)
()保険(体が不自由な人や老人に対するサポート)
- ② 扶助＝()保護(やむをえず収入の少ない人に最低限度の生活を保障)
- ③ ＝老人・障害者・単親家庭・児童への支援(社会の中で弱い立場に立たされた人のために)
- ④ 公衆 ＝上下水道の整備・清掃事業・伝染病予防など(環境衛生の向上のために)

(3) K先生の保険証の注意書(支払う費用)を比べよう。

保険診療にかかった費用の1割に相当する額	
ただし、医療機関によっては保険診療にかかった費用が3,500円以下のときに、次のとおりになることがあります。	
1,500円以下のとき	100円
1,501円以上2,500円以下のとき	200円
2,501円以上3,500円以下のとき	300円
(1990年)	



費用 3割に相当する金額	
ただし、医療機関によっては保険診療にかかった費用が3,500円以下のときに、次のとおりになることがあります。	
1,500円以下のとき	200円
1,501円以上2,500円以下のとき	400円
2,501円以上3,500円以下のとき	600円
(2002～03年)	

①政府はなぜ本人負担の割合をこのように変えたのだろうか？

(資料)「生存権」＝「最低限の生活」のための生活保護に今、何がおこっているのか？

「福祉が人を殺すとき」

2006年6月8日には、生活保護を廃止された68歳の男性が、打ち切った北九州市小倉北区福祉事務所前で割腹自殺をこころみた。7月24日には、秋田市で生活保護申請を2度つづけて却下された37歳の男性が、市役所前で練炭自殺した。11月15日には、函館市で49歳の男性が首つり自殺した。福祉事務所に行っても「若いのだから仕事を探しなさい」「病院に行って診断書をもらってきなさい」と追い返されていたのだという。2007年3月末には福岡県八女市で68歳の男性が焼身自殺。遺書には「市から生活保護が受けられなかった」という内容も記されていた。6月10日には、またもや北九州市小倉北区で61歳の男性が首つり自殺。周囲には、福祉事務所職員から「働かん者は死ね」といわれたと漏らしていた。
(「反貧困」湯浅誠 岩波新書より)

「愛する母をあやめた理由」

2006年2月1日、京都市内の河川敷で、54歳の男が86歳の母親の首をタオルで絞め、包丁で首を切って殺害した。その後、ナイフで自分の左首、腹、左手首を切りさらに近くの本で首をつって自殺を図る。しかし、男性は意識を失って倒れているところを通行人に発見され、一命をとりとめた。

男性は、幼少期から父親に「他人に迷惑をかけてはいけない」といわれて育ったという。38歳の時から、月収20万円弱の給料で、両親を養うようになるが、44歳の時父親が死亡。そのころから母親に認知症の症状が出始める。47歳で会社をリストラされた彼は、貯金を食いつぶす生活に突入し、1年で生活費に困るようになった。それでも派遣会社に就職でき、月収18万円の給料をもらって生活を立て直す。

母親の症状が悪化する中、2005年4月からは介護のために週に数日は一睡もできない状態になり、・・・9月上旬には仕事をやめ、失業保険を受け取る道を選んだ。

この間、男性は7月中旬に京都市の福祉事務所を訪れて生活保護の相談をしているが、職員は「頑張ってください」と言うのみだった。8月から9月にかけても対応は同じだった。・・・

失業保険はわずか3か月。何とか年を越したものの、2月分の家賃3万円をどうしても支払うことができなくなった。1月上旬、他人様に迷惑はかけられない、もう死ぬしかない、と思い、母親に「もうお金もない、もう生きられへんのやで」などと話しかけると、母親が「そうか、アカンか」「お前といっしょやで」などと答える会話がくり返された。・・・男性は、生活保護を受けさせなかった国を恨み、この国に生まれたことを恥じる内容などを書いた遺書を残して、犯行におよんだ。

男性は、承諾殺人罪を問われ、2006年7月21日に京都地裁で判決が出た。裁判所は「結果は重大だが、行政からの援助を受けられず、愛する母をあやめた被告人の苦しみや絶望感は言葉で言いあらわせない」とのべて執行猶予つきとした他、「日本の生活保護行政のあり方が問われているといっても過言ではなく、この事件を通じて何らかの変化があるものと思う。」と異例の説論を行った。

(「反貧困」湯浅誠 岩波新書より)